

CAD教育システム保守管理業務委託契約書（案）

沖縄県立総合教育センター 所長 金 城 正 樹（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、下記のCAD教育システム一式の保守管理業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託契約）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

業務名 CAD教育システム保守管理業務委託

所在地 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号（総合教育センター内）

（契約期間）

第2条 委託期間は令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 CAD教育システム一式の設備が正常に動作するよう、乙の負担において、所定の保守管理を行う。その他、業務については仕様書による。

（委託料）

第4条 この契約の委託料は、年額 円とする。

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（注） 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

契約保証金：沖縄県財務規則第101条に基づき決定する。

（請求及び支払い）

第5条 契約期間終了後、乙は甲に対し第4条に定める委託料を請求し、甲は、適法な請求書を受領後30日以内に乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

なお、乙は、甲の責に帰すべき事由により支払いが遅延した場合においては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により計算した額を甲に請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡もしくは承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、製造メーカー及び製造メーカーの日本代理店を除く。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責に帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が、契約を履行せず、又は履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 乙が、誠実に履行する意志が無いと認められるとき。
- (4) 乙が、契約の履行につき不正の行為をしたとき。
- (5) 乙が、契約の履行につき管理業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。
- (6) 乙が、契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当する場合。

イ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第9条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 10 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(保守管理業務時間帯)

第 11 条 保守作業時間帯は、仕様書によるものとする。但し、天候の悪化等で保守が行えるかどうかは、乙の判断とし、甲に報告するものとする。

また、保守作業時間帯外に本件保守の要請を受けた場合は、システムの稼動状況をふまえて協議するものとする。

(保守対象外)

第 12 条 次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合は甲乙で別途協議の上、実施時期、料金等を決定するものとする。

- (1) 天災地変等、甲または第三者の取扱上の過失または故意による故障の修理。
- (2) 乙が指定する技術員以外の者が修理、調整したことに起因する故障の修理。
- (3) 本契約以外のサポート及び修理。

(機密保持)

第 13 条 乙は、本契約遂行上で知り得た相手の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(情報資産)

第 14 条 乙は、この保守業務を行うにあたって提供された情報資産について、目的外に利用し、又受託者以外の者への提供を行ってはならない。

- 2 乙は、この保守業務を行うにあたって提供された情報資産について、確実に返還しなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、第 8 条 1 項各号の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 委託業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。

(紛争の解決)

第 16 条 この契約について訴訟が生じたときは、甲の事務所の所在地を所轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(協議事項)

第 17 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県沖縄市与儀 3 丁目 11 番 1 号
 沖縄県立総合教育センター
 所 長 金 城 正 樹

乙